



2023年9月13日

各 位

会社名 株式会社ユークス
(コード番号：4334 東証スタンダード市場)
代表者名 代表取締役社長 谷口 行規
問合せ先 取締役管理本部長 橋木 孝志
電話番号 072(224)5155 (代表)

第三者割当による株式会社ユークス 2023年第2回及び
第3回新株予約権（行使価額修正型新株予約権への転換権付）の発行並びに
新株予約権買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ

当社は、2023年9月13日付の取締役会において、株式会社ユークス 2023年第2回及び第3回新株予約権（以下個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行、及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、割当予定先（下記「(7)「募集又は割当方法」において定義します。）との間で新株予約権買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」※）を締結することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割当日	2023年9月29日
(2) 発行新株予約権数	7,000個 第2回新株予約権 3,000個 第3回新株予約権 4,000個
(3) 発行価額	総額 3,526,000円（第2回新株予約権1個当たり566円、第3回新株予約権1個当たり457円）
(4) 当該発行による潜在株式数	700,000株（新株予約権1個につき100株） 第2回新株予約権 300,000株 第3回新株予約権 400,000株
(5) 調達資金の額	2,747,936,000円（差引手取概算額）（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、第2回新株予約権が3,300円、第3回新株予約権が4,400円です。 本新株予約権の行使価額は当初固定ですが、当社は、いずれの回号の本新株予約権についても、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正条項の適用を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を当該回号の本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含みます。）から起算して10取引日目（以下に定義します。）の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降、本新株予約権の各発行要項第12項に定める期間の満了日まで、本新株予約権の各発行要項第10項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日（以下に定義します。）の前取引日（但し、前取引日が当社普通株式に係る株主確定日（株式会社証券保管振替機構の株式等の振替に関する業務規程第144条に定義する株主確定日をいいます。）又は

	<p>株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求を取り次ぎがない日に該当する場合は、それぞれ株主確定日の4取引日前の日又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎが行えた直近の取引日とします。)の東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位の端数を切り上げた金額)に修正されます。</p> <p>本新株予約権の行使価額は、1,320円(但し、本新株予約権の各発行要項第11項の規定に準じて調整を受ける。)(以下「下限行使価額」といいます。)を下回らないこととします。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含みます。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価額の修正を決議した後、本新株予約権の発行要項第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいいます。</p> <p>また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	マコーリー・バンク・リミテッド(以下「割当予定先」といいます。)に対して、第三者割当の方法によって行います。
(8) 新株予約権の行使期間	2023年10月2日から2026年10月1日までとします。
(9) その他	<ol style="list-style-type: none"> 1) 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することを条件とします。 2) 当社は、割当予定先との間で、本新株予約権に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結する予定です。 3) 本買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初の行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額(5,590,000円)を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

※ ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」

本新株予約権については、ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」を採用しております。この手法は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価(ターゲット価格)を定め、これを行使価額として設定した新株予約権です。これは、将来の株価上昇を見越し、異なる行使価額によって、段階的に新株式を発行(ターゲット・イシュー)できることを期待して設定したものです。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループの経営理念は「より高い表現力と新しい発想で、世界中の多くの人々に楽しい遊びと大きな夢と深い感動を」であり、「驚きと感動のエンタテインメントで、世界中を笑顔にする」ことをミッションに掲げ、エンタテインメントを通じて社会問題を解決し、人々の生活を豊かに価値創造する社会を目指しております。

【当社グループの事業概要】

当社グループの事業の概要としまして、家庭用・業務用・モバイル向けコンテンツ（主にゲームソフト）の企画・開発、遊技機（パチンコ・パチスロ）の画像の企画・開発、XRコンテンツの企画・開発、コンサート・イベントの企画・制作・運営などを営んでおります。

当社の特徴として、ゲーム販売元やパチンコ・パチスロメーカーからの受託開発が現在の事業主体であります。受託事業としては、プロレスゲームで42本の開発実績があり、そのことから人間のリアルな動きをゲーム上で再現するための技術を保有しており、また日本市場だけでなくグローバル市場、特に北米、欧州向けのコンテンツ開発経験がある、などが挙げられます。加えて、今後の成長分野としてXR事業、パブリッシング事業という2つの事業を有しております。XR事業は当社が培ってきたゲーム開発技術を派生させたリアルタイムレンダリングエンジン「ALiS ZERO®」を使ったライブエンタテインメントコンテンツを中心とした事業、パブリッシング事業は今後の更なる市場拡大を見据え、当社の30年にわたるゲーム開発実績を活用し、自社タイトルを市場に投入していくための事業です。

① ゲーム事業

ゲーム事業では、家庭用・業務用・モバイル端末向けゲームソフト・アプリケーションの企画・開発を行っております。PlayStationやXbox、Nintendo Switchなどの家庭用ゲーム機向けタイトル、Steam、Epic Games StoreなどのPCゲームプラットフォーム、App Store、Google Playなどのモバイル端末向けアプリストアにそれぞれ販売元からタイトルをリリースしております。

当社のゲーム事業の特徴としましては、特にプロレスゲーム、格闘ゲームの開発に多数の実績を有しておりますが、アクション、スポーツ、ロールプレイングなどのジャンルでも複数の実績を有しております。当社のプロレスゲームには実在のプロレス選手が登場し、その容姿や衣装、選手が繰り出す技の動きなどをリアルに再現しております。具体的には、人が組み合った際の手足の状態、肌の質感、汗の飛び方、髪の毛のなびかせ方などを瞬時に物理計算をして表現し、ゲーム画面にプロレス選手を再現することができます。

当社が初めて開発したプロレスゲームは、1995年に株式会社トミー（現株式会社タカラトミー（東証PRM 7867））から発売された「新日本プロレスリング 闘魂烈伝」です。1994年に株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント（現株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント）からポリゴン（注1）を使ったゲームを制作することができるハードウェアとして「PlayStation」が発売されました。「新日本プロレスリング 闘魂烈伝」は、家庭用ゲーム初の、ポリゴンを活用した3DCGのプロレスゲームです。当社はいち早く開発に参画し最新技術をゲーム制作に活用することで、今に至るまでの当社の技術根幹の基礎となっております。

また、当社グループは30年以上にわたりゲーム開発を行ってきたことから、当社独自のゲームエンジンを開発基盤として保有しております。ゲームエンジンとは、ゲームにおける特定の行動や処理をあらかじめ組み込んだプログラムの総称であり、ゲームエンジンを活用することでゲーム開発期間の短縮化、コストの削減、クオリティの担保などに繋がられるメリットがあります。当社は長年のプロレスゲーム開発を通じ、通常のゲームエンジンでは表現することができない人体の動きを瞬時に物理計算する技術を開発しました。また、それを活かして、リアルタイムレンダリングエンジン（注2）「ALiS ZERO®」を開発し、XR事業にそれを用いて事業拡大しております。ゲーム事業は、販売元からの受託開発が事業の主体ですが、過去には自社ソフトの企画・開発・販売も行っております。自社ソフトの販売機能は今後パブリッシン

グ事業として展開する予定です。

(注1) ポリゴンについて

3DCGを表現するための基礎技術です。多量のポリゴンを3次元空間に配置することで、キャラクターや舞台などの形状を3DCGとして画面上に表現することができます。

(注2) レンダリングエンジンについて

レンダリングとは、コンピュータプログラムを用いて元となる数値データから画像や映像などが認識できる状態に出力することです。レンダリングを行うソフトウェアをレンダリングエンジンといいます。

ゲーム開発では、様々な計算を用いて確定した形状や見た目の情報を元にレンダリング処理を行い、人や物体などをリアルなCGとして描画します。

② 遊技機事業

遊技機事業は、遊技機（パチンコ・パチスロ）の企画立案、映像制作、プログラムなどを行う事業で、2003年に開始しました。当時、サミー社が「ドリームキャスト」の基板をパチンコ・パチスロに搭載し映像を強化しようとしており、当社は「ドリームキャスト」向けのゲーム開発ノウハウを持っていたため、サミー社からパチンコ・パチスロの映像制作を受託するに至りました。当社は自社コンテンツの遊技機の企画立案などを行うこともありますが、基本的にはパチンコ・パチスロメーカーから受託した遊技機の画面に映し出される映像を制作し納入しております。なお、当社は筐体自体の製造は行っておりません。

③ XR 事業

XR事業は、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）のコンサート・イベント向けにキャラクターのCGなどコンテンツの企画・制作を行う事業であります。モーションキャプチャー（注）技術を活用し、人や物の動きをデジタルデータ化してCGを制作します。「初音ミク」や「ヒプノシスマイク」、「星街すいせい」など他社IP（知的財産）が用いられたライブやイベントなどのCGを多数制作した実績がございます。具体的には、当社が自社開発した技術であるリアルタイムレンダリングエンジン「ALiS ZERO®」を活用し、スタジオでモーションキャプチャーしたデータをリアルタイムでCGに反映することで、コンサートやイベントで開催されるライブにて、人間ではなくCGのキャラクターが踊ったり歌ったりすることを可能としました。リアルタイムのCG制作を外部向けにサービス提供する企業は当社以外にございません。従来のCGキャラクターを使用したライブの多くは、あらかじめ収録済みのものを放映する場面が多かったのですが、「ALiS ZERO®」を使用することで観客とリアルタイムで受け答えを行いながらライブを行うことを可能にしました。また、他社IPでの活用だけでなく、自社コンテンツも有しており、「AR performers」（男性4人のARダンスボーカルグループ）は「ALiS ZERO®」を活用して、2016年～2022年にエイベックス社の所属アーティストとして活動しました。

・ 当社独自開発エンジン「ALiS ZERO®」の技術的アドバンテージ

「ALiS ZERO®」ではモーションキャプチャー収録時にリアルタイムレンダリングが可能になっており、実際に映像で使用されるキャラクターCGを収録に使うことで、キャラクターのイメージのまま収録作業を実施することができます。また、キャプチャーしたデータをリアルタイムにCGに反映できるため、収録だけでなくVRやARなどのプラットフォームに対して映像合成をリアルタイムで行うことができます。これにより、実際のライブ会場にスクリーンとキャプチャー設備を配置することで、キャラクターと観客の双方向のやり取りができるリアルタイムライブが可能となります。

また、一般的には、スタジオでモーションキャプチャーを撮影しCGとして納品されるまで約2か月の期間が掛かりますが、当社の「ALiS ZERO®」を活用し当社協ラストudioで撮影した場合、最短で即日納品を可能とし、従来方式と比較して期間短縮が可能になります。そのため、ライブイベントだけでなく映像作品向けのモーションキャプチャーエンジンとして活用することができ、高クオリティ低コストでの制作を実現可能です。

(注) モーションキャプチャーに関して

モーションキャプチャーは、現実の人や物の動きをデジタルデータとして記録する技術です。モーションキャプチャーは人の動きを数値化するために開発され、医療現場やスポーツなどの

動作形跡で利用されてきましたが、近年では、映画やゲームなどの、映像制作の分野での活用事例が増えています。当社では、基本的には外部の協力スタジオでモーションキャプチャーを撮影しますが、ARライブでは、ライブ会場のバックスタジオにキャプチャ設備を設営したり、外部のスタジオから撮影したデータをリアルタイム配信したりすることでライブを実現します。

④ パブリッシング事業

2024年1月期から当社はパブリッシング事業の運営を開始する予定でございます。当社グループが属するゲーム業界には、パブリッシャーと呼ばれる企業、ディベロッパーと呼ばれる企業の主に二つの業態が存在します。基本的には、パブリッシャーはゲームの制作、販売を主としており、ディベロッパーはゲームの開発のみを行います。パブリッシャーはディベロッパーに開発を外注し、協力して制作を進めます。従来、当社はディベロッパーとして、顧客から依頼を受けて納期までに開発して納品するBtoBの受託開発事業を中心としてきました。そして今後はディベロッパーとしての活動は継続しつつ、パブリッシャーとして、直接ユーザーに対してゲームソフトの販売やオンラインゲームの提供などを行うBtoCビジネスを行います。最初のタイトルとして、2023年夏にDCコミックスのキャラクターをテーマにしたデジタルカードゲーム「DC デュアルフォース」をグローバル市場にリリースする予定でございます。当社は長らくディベロッパーとしての活動を主としてまいりましたが、今後はパブリッシャーとして「世界中のクリエイティブと最高のエンタテインメントを発信する」を標榜し、自社開発ラインはもとより、世界中のクリエイターやスタジオと共に最高のエンタテインメントを発信することを目指しております。既存の考え方にとらわれることなく、様々なビジネスパートナーやクリエイティブとアライアンスを組み、皆様の期待を超えるビジネス、作品をワールドワイドに創出してまいります。DC デュアルフォースを皮切りに、価値あるクリエイティブやIPに投資を行い、更なる革新的なコンテンツ創出に挑戦し成長を実現するべく努めてまいります。

当社は今後、中長期的視点から企業価値の更なる拡大をテーマに掲げ、新たな成長ステージに向けた取り組みを実施してまいります。ゲーム事業、遊技機事業の拡大とXR事業とパブリッシング事業の成長事業への積極投資を掲げております。当社は、このようにグループの成長戦略を実現するためには、自社開発した独自技術であるリアルタイムレンダリングエンジン「ALiS ZERO®」の研究開発の加速、XR事業の新奇性の高いコンテンツの展開、パブリッシング事業のタイトル拡充を加速することが重要であると考えており、これを実現するために必要と考えられる資金確保を検討してまいりました。また、これらの事業を支える当社の根幹である技術力をより一層強化するため、人材確保に向けて資金投資をしていく考えです。

資金調達を行うに際して、下記「(2) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり多様な比較検討を行い、その一つとしてエクイティ性資金の調達について検討を進めてまいりました。その結果、当社は本新株予約権の発行によるターゲット株価に合わせた資金調達が、将来的な企業価値向上と既存株主をはじめとするステークホルダーの利益に資するものと判断いたしました。現時点で調達を予定している金額とその用途については下記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」をご参照ください。なお、今般の資金調達においては、本新株予約権の行使の結果、交付されることとなる当社株式には、資本効率の向上を目的として、自己株式を優先的に充当する予定です。当社は、本資金調達が当社の資金需要をみたますものであるとともに資本効率の向上及び取得する自己株式の有効活用方法として適切であると判断し、本新株予約権の発行を決定しております。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

本資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当てることにより、割当予定先による本新株予約権の行使に伴う段階的な資金調達による資本の拡充を目的とするものです。

様々な資金調達手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかを主軸に検討を行い、以下に記載した「<本資金調達方法のデメリット>」及び「<他の資金調達方法との比較>」を踏まえ、本新株予約権による資金調達が、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択であると判断いたしました。

<本資金調達方法のメリット>

- ① 固定行使価額（ターゲット株価）による調達
株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を2回のシリーズに分け、あらかじめ将来の株価上昇を見込んで2通りの行使価額を設定しております。2通りの行使価額の設定は、株価が上昇したタイミングであらかじめ設定したターゲット株価で資金調達を達成し、調達した資金を用いて当社企業価値を向上させることにより、更なる株価上昇と次のターゲット株価における資金調達を目指す、というサイクルを企図しております。なお、行使価額については、当社の株価、事業、財政状態及び経営成績についての割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの見通しを示すものではありません。
- ② 対象株式数の固定
本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権の発行要項に示される700,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
- ③ 株価上昇時における資金調達額の増加
本新株予約権は、現在株価よりも高い水準で行使価額が固定されておりますが、当社取締役会決議により行使価額を修正することが出来るため、株価が行使価額を大きく上回って推移する局面においては資金調達額が増額されます。
- ④ 取得条項
本新株予約権について、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、15取引日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化を防止できる他、資本政策の柔軟性が確保できます。
- ⑤ 不行使期間
本買取契約において、当社は、本新株予約権の行使期間中、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「不行使期間」といいます。）を合計4回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って3取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。各不行使期間の間は少なくとも10取引日空けるものとします。これにより、継続的な当社の株価の上昇が見込まれる場合において当社が不行使期間を設定することや当社の判断で株価への影響を抑えることが可能となります（なお、当社は、割当予定先に別途通知することにより、設定した不行使期間を短縮することができます。但し、不行使期間は本新株予約権の買取請求又は本新株予約権の取得事由が生じた場合はそれ以後取得日までの期間は設定することはできず、かつ、かかる通知の時点で指定されていた不行使期間は、かかる通知がなされた時点で早期に終了します。）。当社が割当予定先に対して不行使期間を設定する通知を行った場合又は不行使期間を短縮する通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。
- ⑥ 譲渡制限
本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本買取契約において譲渡制限が付される予定であり、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。
- ⑦ 資金調達のスタンバイ（時間軸調整効果）
株式及び新株予約権の発行手続きには、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価が目標価格に達してから準備を開始しても、発行まで数週間を要し、かつその期間中の株価変動等により、当該目標株価における機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれのターゲット価格を設定した本新株予約権をあらかじめ発行しておくことにより、当該ターゲット株価における資金調達をスタンバイさせることができます。

<本資金調達方法のデメリット>

- ① 株価下落・低迷時に行使が進まない可能性
新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使個数を乗じた金額の資金調達が達成されます。本新株予約権の行使価額（第2回は3,300円、第3回は4,400円）は、当社の希望により、いずれも現時点の当社株価よりも高く設定されており、当社株価がこれらの行使価額を下回って推移する場合、又は当社が行使価額修正型への転換権を行使したものの株価が下限行使価額を下回る場合は権利行使がされず、資金調達ができない可能性があります。
- ② 株価低迷時に資金調達額が減少する可能性
株価低迷時において当社が行使価額修正型への転換権を行使した場合、実際の調達金額が当初予定していた調達金額を下回る可能性があります。
- ③ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
第三者割当方式という当社と割当予定先のみ契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るという点において限界があります。
- ④ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性
割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場売却することを前提としており、現在の当社普通株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。
- ⑤ 買取請求
本買取契約には、割当予定先は、一定の条件を満たした場合、それ以後いつでも（下記各事由が治癒したか否かを問わない。）、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、割当予定先が保有する本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することが出来る旨が定められる予定です。一定の条件とは、以下の事由のいずれかが存在する場合をいいます。
 - (i) いずれかの取引日において、その直前20連続取引日間の取引所における本株式の普通取引の出来高加重平均価格が、2023年9月12日の取引所における本株式の普通取引の終値の50%（660円）（但し、それぞれの本新株予約権の発行要項第11項により行使価額が調整される場合は、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）を下回った場合、
 - (ii) いずれかの取引日において、その直前20連続取引日間の本株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、それぞれの本発行要項第6項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）が、2023年9月12日（なお、同日を含む。）に先立つ20連続取引日間の本株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高の50%（170,100株）を下回った場合、又は
 - (iii) 取引所における本株式の取引が5連続取引日以上期間にわたって停止された場合、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

<他の資金調達方法との比較>

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

- ① 公募増資
株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考え、今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。

② 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

③ 新株式発行又は自己株式の売出しによる第三者割当増資

第三者割当による新株式発行又は自己株式の売出しは、即時の資金調達の有効な手法となりえますが、公募増資と同様、発行又は売出しと同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考え、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

④ MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方向修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

⑤ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、上記②の株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オファリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

⑥ 社債又は借入による資金調達

低金利環境が継続する中、負債調達における調達環境は良好であるものの、社債又は借入による資金調達では、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性が低下する可能性があることから、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	2,753,526,000円
発行諸費用の概算額	5,590,000円
差引手取概算額	2,747,936,000円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(3,526,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(2,750,000,000円)を合算した金額です。上記差引手取概算額は、上記払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、新株予約権算定評価報酬費用、株式事務手数料、変更登記費用等及び弁護士費用等の合計額であります。
4. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 2,747 百万円の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①ALiS ZERO®の研究開発	650	2023年10月～2026年9月
②エンジニア人材拡充	350	2023年10月～2026年3月
③DC デュアルフォースの追加開発費用	247	2023年10月～2024年3月
④企画中ゲームタイトル	500	2023年10月～2025年9月
⑤新規ゲームタイトル	1,000	2024年4月～2026年9月
合計金額	2,747	—

当社は、本資金調達による資金調達予定額約 2,747 百万円については、上記のとおり充当する予定です。但し、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合には、不足分について自己資金又は他の資金調達により充当するか否かについては現時点では未確定であります。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

- ① 更なる市場拡大に寄与するため「ALiS ZERO®」の研究開発に資金投資を考えております。当社が事業として取り組んでいる、CG キャラクターが演じるライブエンタテインメントだけでなく、メタバースや VTuber、VLiver のようにバーチャル空間を主としたコンテンツやサービスの市場規模は年々拡大しております。VTuber の市場について例を挙げると、直近の 3 年間で約 5 倍になったと言われております。「ALiS ZERO®」はバーチャル空間と現実空間をリアルタイムに融合する新しいエンジンとして 2016 年から展開されており、自社コンテンツ、他社コンテンツ含め様々な場面で活用され多数の実績を残しております。自社コンテンツである「AR performers」を筆頭に「初音ミク」や「ヒプノシスマイク」や「星街すいせい」、「あさんぶるスターズ!!!」、「ナナブンノニジュウニ」などの他社 IP での活用、更に他社新規 IP である「ポラポリポスポ」にも「ALiS ZERO®」が採用されています。市場規模が拡大していることから、今後「ALiS ZERO®」の需要が増えることが予想されます。そこで、より多くのプロダクトに採用されるため、ユーザー体験の向上を加速するため、既存機能の改修やエンジンとしての使い勝手の向上、また研究開発として新機能の実装を進める考えです。そのため、研究開発人員としてエンジニアを中心とした多数の人材登用を検討しており、数年にわたり段階的に機能拡充を実施します。
- ② 新型コロナウイルスのまん延以降、テレワークという新しい働き方が世間に広がると共に、国内でもエンジニアという職業にフォーカスが当たる機会が増えてまいりました。しかしながら、ゲーム業界にて活動するエンジニアについてはその技能の特殊性からか、依然として人材の絶対数が少なく、業界としても常に人手不足が叫ばれております。更に当社グループが属するゲーム業界においては、大手企業によるベースアップのニュースが相次いでおり、今後より一層人材確保競争が激化することが予想されます。技術開発を社の強みの根幹に置く当社としても、今後の人材拡充は大きな課題であり、積極的に投資していきたい分野だと捉えております。当社の基幹事業でもあるゲーム事業については、常に最先端の技術力が求められる傾向があり、また Unreal Engine や Unity などの商用ゲームエンジンの台頭により専門分野が拡大しているため、より一層幅広い知識、技術力が求められていくと考えられます。また、当社の成長事業として捉えている XR 事業においては、今まで培った技術をベースに置きつつも、新しい技術や考え方が必要とされる局面が多く、ゲーム分野だけに囚われない幅広い知識、技術力が必要になります。このような環境の中、人材の確保のため積極的に資金投資することで、確実な人材拡充を実施したいと考えています。また、グループとしての技術力強化のため、技術力を擁

する企業の M&A も視野に入れております。当社グループと高いシナジー効果が得られるエンジニアを擁する企業を幅広く検討し、グループとしての技術力の向上と人材拡充を進めてまいります。

- ③ パブリッシング事業にて取り組んでおります DC デュアルフォースについて、販売形式としてはフリーミアムアプリとなります。フリーミアムとは、アプリは無料でプレイでき、ユーザーは都度課金をすることでアイテムを得られる販売形式を指します。そのため、DC デュアルフォースではアプリ内で販売するためのアイテムを取りそろえる必要があります。アイテムは、初期に開発したものだけではなく、アップデートコンテンツとして継続的に新しいものを投入することで、今後の利益を最大化してまいります。それにあたり、定期的なコンテンツ配信計画を策定しており、それらを効果的に実施し、適切なタイミングで市場に展開するため、市場調査費およびコンテンツの開発費として本資金使途を想定しております。市場調査としては、IP ライセンス元その他コンテンツ展開スケジュールも加味し、マーケティング効果が活用される最適な順序、タイミングでコンテンツを投入すべく、調査人員を拡大し、情報の取得と分析に力を入れ、その結果を新たなコンテンツの開発に反映してまいります。また、DC デュアルフォースは Steam、Epic Games Store などの PC プラットフォームで展開されますが、他のプラットフォームへの展開も視野に入れております。そのため、他のプラットフォーム向けのアプリを開発するための追加費用が必要になるため、合わせて DC デュアルフォースへの資金投入事由として想定しております。
- ④ パブリッシング事業にて新たに取り組みを始めるゲームタイトルの企画立案、開発について、資金を投入します。具体的には、IP のライセンス元に支払うライセンス費用のほか、開発費、調査費としての資金使途を見込んでおります。著名な IP を採択予定となっており、ライセンス元との協議の上、企画立案を進めております。
- ⑤ パブリッシング事業にて今後取り組んでいくゲームタイトルについて、新たな IP とのコラボレーションのための調査、交渉および検討、市場調査のためのマーケティング、開発および運営に資金を投入します。売り切り形式ではなくフリーミアムでの展開を想定しており、同じくフリーミアムで展開している DC デュアルフォースの運営で獲得した知見を活用しつつ、当社の柱となる事業に成長させていく見込みです。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められる諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、本新株予約権の評価を実施しております。また、当該算定機関は評価基準日（2023年9月12日）における当社株式の株価終値（1,320円）、ボラティリティ（53.2%）、予想配当率（42円/株）、無リスク利率（0.1%）等を考慮し、割当予定先の権利行使行動等に関する一定の前提（割当予定先による権利行使及び株式売却が当社株式の出来高の一定割合の株数の範囲内で実行されること等を含みます。）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権1個当たりの発行価額を当該評価額と同額である金566円（本第2回新株予約権）、金457円（本第3回新株予約権）としています。また、本新株予約権の行使価額は、本第2回新株予約権は3,300円、本第3回新株予約権は4,400円としており、いずれも現時点の当社株価よりも高く設定されております。当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価格を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額と同額で決定される本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役4名（社外監査役：2名）から、本新株予約権の発行価額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、また、上記のような取締役会の判断過程についても不合理な点は認められないことから、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないことに係る適法性についての取締役会の判断は相当である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数は700,000株（当該株式に係る議決権数は7,000個）であり、2023年7月31日現在における当社の発行済株式総数11,096,000株（当該株式に係る議決権数は84,008個）を分母とする希薄化率は6.31%（議決権数に係る希薄化率は8.31%）となります。また、全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数700,000株に対し、当社過去6か月間における1日当たり平均出来高は262,626株、過去3か月間における1日当たりの平均出来高は211,857株及び過去1か月間における1日当たりの平均出来高は340,200株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である3年間（年間取引日数：245日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大になった場合、1日当たりの売却数量は952株（過去6か月間における1日当たりの平均出来高の0.36%）となることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

また、本新株予約権の発行による資金調達には当社及び当社の既存株主の皆様にとっても、本新株予約権について当社が不行使期間を指定できることから新株予約権の行使のタイミングについてある程度のコントロールが可能であり、急激な発行株式数の増加を防止し得る点では一定の優位性があり、この資金調達により当社の成長戦略を後押し、結果的に企業価値の向上に寄与することから、既存株主の皆様利益にも資するものと考えております。当社といたしましては、本資金調達において発行される新株予約権の内容及び数量は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るために必要なものであると考えております。

なお、本新株予約権には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる旨の取得事由が定められているため、将来何らかの事由により資金調達の必要性が低下した場合又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合に、必要以上の発行株式数の増加が進行しないように配慮されております。

以上の点を勘案し、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
(2) 所 在 地	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia
(3) 代表者の役職・氏名	会長 G.R. スティーブズ AC (G.R. Stevens AC) CEO S.D. グリーン (S.D. Green)
(4) 事 業 内 容	商業銀行

(5) 資 本 金	10,161 百万豪ドル (911,340 百万円) (2023年3月31日現在)		
(6) 設 立 年 月 日	1983年4月26日		
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 696,603,664 株 (2023年3月31日現在)		
(8) 決 算 期	3月31日		
(9) 従 業 員 数	15,990 人 (2023年3月31日現在)		
(10) 主 要 取 引 先	個人及び法人		
(11) 主 要 取 引 銀 行	—		
(12) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	Macquarie B.H. Pty Ltd. 100%		
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最 近 3 年 間 の 経 営 成 績 及 び 財 政 状 態			
決 算 期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
連 結 純 資 産	1,187,283 百万円	1,515,780 百万円	1,825,371 百万円
連 結 総 資 産	18,293,297 百万円	29,494,618 百万円	29,671,515 百万円
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)	1,466.28	1,759.74	2,620.39
連 結 純 収 益	590,098 百万円	805,975 百万円	1,147,225 百万円
連 結 営 業 利 益	193,859 百万円	309,348 百万円	485,313 百万円
連 結 当 期 利 益	141,387 百万円	229,206 百万円	350,239 百万円
1 株 当 たり 連 結 当 期 利 益 (円)	222.88	350.15	510.77
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	66.49	0.00	353.94

(注) 上記の「最近3年間の経営成績及び財政状態」に記載の金額は、便宜上、2021年3月期は、2021年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=84.36円、2022年3月期は、2022年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=92.00円、2023年3月期は、2023年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=89.69円、に換算し記載しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、直接金融からの調達のみならず、間接金融からの調達も含め、複数の調達先からの提案をもとに資金調達方法を検討してまいりました。その中で、2022年9月に、当社は、割当予定先の斡旋を行うマッコーリーキャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）（所在地：東京都千代田区紀尾井町1番3号・代表者：渡邊 琢二、割当先の関連会社であります。）を通じて、割当予定先に対する資金調達の提案を受けました。マッコーリーキャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）及び割当予定先からの資金調達のストラクチャー・基本条件の提案、

その後の面談の過程で設計されたスキームが、当社の資金調達ニーズを満たすものであると判断し、2023年7月、最終的な割当予定先の選定に至りました。また、当社は、割当予定先のこれまでのグローバルな活動及び実績や保有方針等を総合的に勘案し、その結果、本新株予約権の第三者割当の割当予定先として適切と判断いたしました。

(注) 割当予定先に対する本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

当社と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、継続保有及び預託に関する取決めはなく、割当予定先が、適宜判断の上、比較的短期間で市場売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。なお、本買取契約において、当社取締役会による事前の承認がない限り本新株予約権を譲渡できないこととしておりますが、当社は、割当予定先が本新株予約権を第三者へ譲渡する予定がない旨を口頭で確認しております。

また、本買取契約において、当社と割当予定先は、本新株予約権について、取引所の定める有価証券市場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に新株予約権割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使（以下「制限超過行使」といいます。）を制限するよう措置を講じる予定です。

具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当予定先は、転売先となる者が更に第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含みます。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、本買取契約により合意する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先の2023年度3月期のアニュアルレポート（豪州の平成13年（2001年）会社法（英名：Corporations Act 2001）に基づく資料）により、2023年3月31日現在の割当予定先単体の現金及び現金同等物が56,563百万豪ドル（円換算額：5,073,135百万円、参照為替レート：89.69円（株式会社三菱UFJ銀行2023年3月31日時点仲値））であることを確認しております。以上により、同社の資金等の状況については、本新株予約権の払込期日時点において要する資金（3,526,000円）及び本新株予約権の行使に際して要する資金（2,750,000,000円）について十分な資金を有しており、本新株予約権の発行に係る払込み及び行使に要する財産の存在は確実なものと判断しております。なお、2023年4月1日以降、割当予定先において、その財務状況に大きな変更がないことを口頭で確認しています。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、株券貸借に関わる契約を締結する予定はありません。

(6) ロックアップについて

本買取契約において、以下の内容が合意される予定です。

①本新株予約権の行使期間の満了日、②当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、③当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び④本契約が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行できません。但し、①本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付、②株式分割又は株式無償割当てに伴う当社の株式の交付、③吸収分割、株式交換、株式交付及び合併に伴う当社の株式の交付、④当社又は当社子会社の役員及び従業員並びにその他外部協力者等を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合（当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含みます。）、及び⑤当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限ります。）を除きます。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドは、マッコリー・ビーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコリー・ビーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所 (ASX) に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁 APRA (Australian Prudential Regulation Authority) の監督及び規制を受けておりますマッコリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。また、マッコリー・グループは、金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority) 及び健全性監督機構 (Prudential Regulation Authority) の規制を受ける英国の銀行であるマッコリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、割当予定先の関連会社であるマッコリーキャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は割当予定先の担当者との面談によるヒアリング及び APRA ホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。また、割当予定先、当該割当予定先の役員及び主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないことについて、割当予定先からその旨を証する書面を受領し確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係ないものと判断しており、その旨の確認書を取引所に提出しております。

(8) 優先交渉権について

本買取契約において、以下の内容が合意される予定です。

本買取契約において、当社は、本契約締結日から、本新株予約権の行使期間の満了日、割当予定先が本新株予約権の行使を完了した日、当社が本新株予約権の全てを取得した日又は本契約が解約された日のいずれか早く到来する日から6か月後までの間に、当社株式の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）、又は当社株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）、当社株式、又は当社株式の交付を請求できる新株予約権を、当社が第三者に発行（当社の株式の発行に関しては自己株式の処分を含む。）しようとする場合（但し、許容発行事由に基づく発行を除く。）、当社は、当該第三者に対する発行に合意する前に、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認するものとし、本買取人が引受け又は購入を望む場合には、当該第三者と並行して協議を行う機会を付与するものとし

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2023年7月31日現在）	
株式会社トラッド	29.76%
谷口 行規	14.92%

株式会社SBI証券	4.99%
ユークス従業員持株会	2.67%
石田 省吾	2.34%
橋木 孝志	2.33%
楽天証券株式会社	1.74%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.60%
新沼 吾史	1.58%
野島 伸司	1.56%

- (注) 1. 募集前の持株比率は、2023年7月31日現在の株主名簿に記載された数値を基準に作成しております。
2. 割当予定先による本新株予約権の保有目的は純投資であり、割当予定先は、取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先による当社普通株式の長期保有は約束されておりませんので、割当後の持株比率の記載はしていません。
3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
4. 当社は、自己株式2,691,980株（2023年7月31日現在）を保有しており、本新株予約権の行使により、当該自己株式を交付する予定であります。

8. 今後の見通し

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えておりますが、現時点で当期の業績に与える影響はありません。

また、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は適時適切に開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

今般の第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：千円）

	2021年1月期	2022年1月期	2023年1月期
売上高	2,650,178	3,632,485	4,299,846
営業利益又は営業損失（△）	△174,975	695,758	948,336
経常利益又は経常損失（△）	△329,125	969,012	1,092,338
親会社株主に帰属する当期純利益（△）	△415,810	921,016	883,448
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）（円）	△48.06	106.46	103.40
1株当たり配当金（円）	10	10	30
1株当たり純資産（円）	299.03	397.43	476.14

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に
--	-----	---------

		対する比率
発行済株式数	11,096,000株	100.00%
現時点での転換価額(行使価額)における潜在株式数	206,400株	1.86%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-

(注) 上記潜在株式数は当社役職員向けのストック・オプションの数値であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2021年1月期	2022年1月期	2023年1月期
始値	465円	351円	498円
高値	494円	650円	1,392円
安値	260円	341円	498円
終値	352円	499円	1,273円

② 最近6か月間の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
始値	1,613円	1,705円	2,011円	2,484円	2,313円	1,831円
高値	1,730円	2,035円	2,617円	2,594円	2,454円	1,970円
安値	1,476円	1,662円	1,850円	2,069円	1,814円	1,220円
終値	1,705円	2,011円	2,477円	2,313円	1,845円	1,320円

(注) 9月の株価については、2023年9月12日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2023年9月12日
始値	1,360円
高値	1,436円
安値	1,220円
終値	1,320円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以上

株式会社ユークス2023年第2回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ユークス2023年第2回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

2023年9月29日

3. 割当日

2023年9月29日

4. 払込期日

2023年9月29日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式300,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は100株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「**株式分割等**」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3) 当社が第11項の規定にしたがって行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約

権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数ならびにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

3,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金566円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、当初3,300円とする。但し、行使価額は第10項に定める修正及び第11項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）から起算して10取引日（以下に定義する。）目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降第12項に定める期間の満了日まで、本第10項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日（以下に定義する。）の前取引日（以下に定義する。但し、前取引日が当社普通株式に係る株主確定日（株式会社証券保管振替機構の株式等の振替に関する業務規程第144条に定義する株主確定日をいう。）又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求を取り次ぎがない日に該当する場合は、それぞれ株主確定日の4取引日前の日又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎが行えた直近の取引日とする。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

(2) 行使価額は1,320円（但し、第11項の規定に準じて調整を受ける。）（以下「**下限行使価額**」という。）を下回らないものとする。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」

という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方

法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right] \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2023年10月2日から2026年10月1日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定にしたがって15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が取得したいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定にしたがって15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が取得したいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日(休業日である場合には、その直前営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところにしたがって算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載の通りとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載の通りとした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行堺支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則にしたがう。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

株式会社ユークス2023年第3回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ユークス2023年第3回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

2023年9月29日

3. 割当日

2023年9月29日

4. 払込期日

2023年9月29日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式400,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は100株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「**株式分割等**」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3) 当社が第11項の規定にしたがって行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約

権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数ならびにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

4,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金457円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、当初4,400円とする。但し、行使価額は第10項に定める修正及び第11項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）から起算して10取引日（以下に定義する。）目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降第12項に定める期間の満了日まで、本第10項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日（以下に定義する。）の前取引日（以下に定義する。但し、前取引日が当社普通株式に係る株主確定日（株式会社証券保管振替機構の株式等の振替に関する業務規程第144条に定義する株主確定日をいう。）又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求を取り次ぎがない日に該当する場合は、それぞれ株主確定日の4取引日前の日又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎが行えた直近の取引日とする。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「**取引日**」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「**取引日**」にあたらぬものとする。

「**修正日**」とは、各行使価額の修正につき、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

(2) 行使価額は1,320円（但し、第11項の規定に準じて調整を受ける。）（以下「**下限行使価額**」という。）を下回らないものとする。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」

という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{既発行} & & \text{新発行・処} & & \text{1株当たりの} \\ & & & \text{株式数} & + & \text{分株式数} & \times & \text{払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & & & & & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{1株当たりの時価}} & & & \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方

法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right] \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2023年10月2日から2026年10月1日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定にしたがって15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が取得したいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定にしたがって15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が取得したいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日(休業日である場合には、その直前営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところにしたがって算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載の通りとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載の通りとした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行堺支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則にしたがう。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上